

えひめこどもの城公用車一般競争入札 質問一覧

No	内容	回答
1	契約書(案)の文言修正は可能ですか。不可能な場合、不足の文言を別途覚書締結することは可能ですか？	必要に応じて契約内容の修正・覚書の締結は可能です。
2	以下の①～③の場合に、規定損害金を請求できますか？ ①予算廃止・減額による解約の場合 ②リース車両滅失の場合(滅失の理由を問わない) ③ユーザー都合による解約の場合	甲の責めにより契約が解除となった場合、また、契約書(案)第14条の規定により、契約終期前に契約が終了した場合は請求可能です。
3	規定損が金を支払う場合、リース会社が提示する金額を支払うことはできますか。	契約書(案)第22条の規定に基づき協議を行ったうえ決定します。
4	リース車両滅失時に、リース期間満了まで代替車両の提供義務がありますか？	リース車両が滅失した場合は、契約終了となります。
5	契約書(案)第10条の日割計算について弊社では日割計算対応が出来ませんので、『1か月に満たない端数日が生じた場合、それが当該月の日数の半分以下の場合、乙は賃貸借料を甲に請求しないこととし、半分の日数を超える場合は、甲は乙に 1か月分を支払うものとする』に文言修正していただくことは可能ですか？	修正可能です。